平成２４年（フ）第１６９号
川崎市幸区古市場1864番地　市岡ビル202
債務者　秋山　　正
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目61番地１　ノーサイド110
債務者　片野　友二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
川崎市川崎区渡田新町１丁目12番５号　コーポ田辺303
債務者　大磯　悠希（旧姓工藤・須藤）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
川崎市川崎区大師本町９番14号　エスポワール川崎大師101
債務者　西里　　健
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
川崎市宮前区野川250番地１　ヒルサイドⅡ202、前住所川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前
債務者　市川　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
川崎市幸区南加瀬５丁目38番２―616号　シャルマン南加瀬
債務者　鈴木　文規
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目1005番地　グレドール佐原Ａ―101
債務者　齋藤　敏代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
川崎市多摩区菅北浦３丁目８番１―104号
債務者　藤田　裕人
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
川崎市高津区坂戸３丁目23番１―203号　丸岡マンション、前住所川崎市幸区小倉５丁目24番24号
債務者　大塚ゆかり
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
川崎市川崎区川中島１丁目22番18号　錦荘201
債務者　那須　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
川崎市川崎区小田２丁目12番20号　土屋荘２Ｆ
債務者　浅田　昌代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
横浜市鶴見区佃野町33番７号　大瀬荘101
債務者　川島壽美枝
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
川崎市麻生区白鳥２丁目３番３号　東ハイツ11、前住所東京都町田市三輪町318番地１
債務者　林　久美子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目３番７号
債務者　野末　秀治
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係